

# 市民税・県民税の申告

問 税務課市民税係 ☎ 30-6140 📠 22-3052

## <申告受付日程>

月 日	会場	受付時間
2月20日(火) 同21日(水) 同22日(木)	みずほ文化センター	9:00～12:00
2月29日(木)	高宮地域文化センター	13:00～15:00
3月8日(金)	鳥居本地区公民館	13:00～15:00

※上記会場にご来場の際は、スリッパをお持ちいただきますよう、ご協力をお願いします。

月 日	会場	受付時間
2月16日(金) ～ 3月15日(金)	税務課申告会場 (市役所本庁舎1階)	9:00～12:00 13:00～15:00

※2月20日(火)、同21日(水)、同22日(木)、同29日(木)は税務課申告会場での実施はありません。  
※土・日曜日、祝日は受付できません。  
※受付時間(9:00)より前に受付することはできません。

## 郵送での申告にご協力ください

「市民税・県民税申告書作成および来年度税額の試算」(QRコード)から申告書が作成できます。作成した申告書と添付資料を郵送で提出いただければ、申告会場へお越しいただく必要はありません。



## 一部の高齢者は障害者控除が受けられます

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない人でも、次の条件の両方に該当した場合、所得税や市民税・県民税の障害者控除が受けられます。申請はお早めをお願いします。

**認定条件**▶彦根市に住所があり、要介護1から要介護5までの認定を受けている65歳以上の人

▶医師の診断などで、中等度以上の認知症の症状が認められる人、または身体的な理由でほぼ一人で外出できず、日常生活上で介助が必要な人

**申** 所定の申請書(彦根市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入してご提出ください(郵送の場合、介護保険被保険者証の写しを同封)。

**他** 申請後、2週間ほどで結果を申請者に通知します(障害者控除を受けるためには、税務署や税務課での申告が必要)。

**問** 高齢福祉推進課(〒522-0041 平田町670)  
☎ 23-9660 📠 30-9231 【HP番号:2263】

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。期間前でも受付できますので、早めに申告をお済ませください。

●所得税および復興特別所得税(以下、所得税)の確定申告をする人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

●年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、「e-Tax」での申告または、彦根税務署開設の申告会場(彦根商工会議所4階)で申告をお願いします。

- ▶所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶譲渡所得(株式譲渡、不動産譲渡など)がある人
- ▶青色申告をする人、事業収入が多額である人
- ▶初めて事業所得を申告する人
- ▶住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
- ▶準確定申告(亡くなった人の申告)をする人
- ▶過年分の申告(令和4年分以前の申告)をする人
- ▶相続年金の支払いを受けている人
- ▶災害などによる損害に係る雑損控除を受ける人

## 事前に作成が必要なもの

- ▶【営業・農業・不動産所得がある場合】収支内訳書
- ▶【医療費控除を受ける場合】医療費控除の明細書

## 申告に必要なもの

- ▶「申告のご案内」
- ▶令和5年中の所得が明らかになる書類(源泉徴収票、支払調書など)
- ▶営業・農業・不動産所得の収支内訳書
- ▶所得控除の対象となるものに関する書類(医療費控除の明細書、雑損控除の対象となる各種領収書など、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など)
- ▶配偶者(特別)控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▶障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ▶マイナンバー本人確認書類

# 所得税などの確定申告

問 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901【自動音声案内】

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。

確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることがあります。

## 申告書作成・提出会場は彦根商工会議所4階

④ 2月16日(金)～3月15日(金) (平日 9:00～16:00)  
場 彦根商工会議所4階(中央町)

※彦根税務署には申告書作成会場の設置はありません。  
※(お持ちの人は)スマートフォン・マイナンバーカード(パスワードを準備いただくと、手続きをスムーズに行うことができます)をお持ちください。

※会場混雑状況により、早めに相談受付を終了することがあります。

※混雑緩和のため、会場への入場には整理券が必要です(整理券は会場で配布します)。

## 【ご注意ください!】ふるさと納税をされた人へ

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出された人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。住宅ローン控除や医療費控除などで確定申告を行う際は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

## 添付資料・住民税に関する事項

源泉徴収票などの第三者作成書類は、添付を省略し、確定申告書に内訳を記載することとなりました。住民税に関する事項欄を含め記入漏れがないよう、ご注意ください。記入がない場合、住民税の計算で控除などの適用が受けられない場合があります。

## インボイス発行事業者の申請をされた人へ

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です。会場で消費税の確定申告を行う場合は、取引を「令和5年9月30日まで」と「10月1日以降」及び「税率ごと」に区分して記載した集計表や課税取引金額計算表をお持ちください。

## <インボイス制度に関するお問い合わせ先>

- ▶税務相談チャットボット(QRコード)
- ▶軽減・インボイスコールセンター
- ☎ 0120-205-553 (受付時間 平日9:00～17:00)



## e-Taxの利用で自宅で申告書の作成・送信が可能!

スマートフォン・パソコンをお持ちの人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅での確定申告「e-Tax」をご利用ください(e-Taxで申告するには、「マイナンバーカード」または「IDとパスワード」が必要です)。



▲スマートフォンからの作成



▲動画で見る確定申告

## 問い合わせはチャットボットまたは電話で

- ▶税務相談チャットボット(QRコード)
- ▶国税相談専用ダイヤル
- ☎ 0570-00-5901【自動音声案内】
- 【0】確定申告(受付時間 平日8:30～17:00)
- ▶e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
- ☎ 0570-01-5901 (受付時間 平日9:00～17:00)



..... < 広告欄 > .....